

平成 23 年 1 月 25 日

仙台市教育委員会様

仙台市公民館運営審議会

## 「市民センターを活かした地域づくりの推進」に関する意見

このたび、本審議会に対して、仙台市教育委員会より「市民センターを活かした地域づくりの推進に向けて」の計画案が示された。その内容は、仙台市における地域づくりを、市民センターと区役所が連携を強めて推進していくために、区中央市民センターを区に移管しようとするものである。

平成 23 年 4 月の実施を予定している本計画案は、市民センターの運営のあり方に密接に関連するものでありその影響も大きいことから、本審議会は、「市民センターの理念・基本方針」等に照らしあわせてこの計画案を検討し、その見解をまとめることとした。

仙台市における今後の生涯学習事業やまちづくり事業が活性化されるよう、この「意見書」を尊重しつつ検討されることを要望する。

### 1 検討の進め方について

まずは、今回の計画案立案のプロセスについて意見を述べておきたい。

本審議会がこの計画案の提示を受けたのは、平成 22 年 11 月 9 日であった。その後、本審議会は、定例会(1 月 18 日)のほか臨時会(12 月 14 日、1 月 25 日)を 2 回開催し、教育委員会に対して本計画案についての詳細な説明を求め、委員間で意見を交換した。しかしながら、今回の重大な変更を検討するには、審議の期間が短すぎ、提示された案について十分な議論を尽くすことができなかった。

その原因は、立案過程で本審議会を含めた協議がなされなかったことにある。市民協働で行政課題に取り組む場合、どこまでを協働の手法で進めるかについて明確な基準や合意があるわけではない。しかし、市民センターにかかわる事項に関し、たとえば、少なくともこの 5 年間、公民館運営審議会と中央市民センター・教育委員会は、それぞれの立場を尊重しつつ協働で作業を行ってきた。

前期の審議会では、区役所への市民センターの「融合」について、中央市民センター長から検討の依頼を受け、真摯に検討してきた経緯がある。今回の計画案は、その際の議論を踏まえ行政内部で継続して検討されてきたものと考えられるが、この間の説明はなく、23 年 4 月実施を前提とする計画が、平成 22 年 11 月 9 日

ほぼ成案の形で示された。そのため、審議会は、直ちに本計画案についての具体的な検討を行うことができず理解をはかるのに時間がかかった。

本計画案が、市民協働による地域づくりのための体制の構築にあるならば、市民の代表である本審議会に適宜情報を提供し、継続的に意見を求めるべきであった。本計画案のさらなる検討、実施にあたって、また今後の重要な問題については、諮問、検討課題を提示し、審議会の意見を聞きつつセンターの運営にあたることを要望する。

## 2 組織見直しをめぐる課題について

今回の計画案が抱える課題と実施上の課題について指摘する。ただし、先に述べた通り、時間的な制約から、今回の案で懸念される問題点や課題のすべてを網羅しておらず、委員間で合意できたことからのみを列挙する。

第1に、社会教育の質の確保についてである。今回の計画案は地域づくりに重点が置かれた組織の見直しであるが、地域づくりは「市民センターの施設理念と運営方針」に示されている、市民センターの役割の1つである。今後、組織の見直しが行われることがあっても、市民のいわゆる自己実現をはかる学習活動への支援など、社会教育施設としての役割、教育活動の質が確保できるように、具体的な対応がなされなければならない。

その際、市民センターと区役所内の各部局との連携のあり方について、検討を重ねる必要がある。一般行政と教育行政という性格の異なる組織が連携する場合、相互の違いを十分に理解することが重要である。

第2に、地区館の主体的な事業への支援についてである。今回の計画案は各区の中央市民センターの移管が中心に議論されているが、地域づくりは、いうまでもなく地域住民が主体にならなければならない。住民ともっともかわりが深い地区館の役割が大事になる。したがって、地区館が住民と行う様々な取組が、区からの一方的な押し付けにならなければならない。住民に身近な施設である地区館が、住民と協働で地域の課題に関する各種の事業を主体的に企画し実行できるように、区中央市民センターと区が連携して支援する仕組みを構築する必要がある。

第3に、今後推進される地域づくりに関する事業を含め、市民センターの各種事業に対する検証・評価についてである。今回の計画案では、公民館運営審議会の検証・評価機能を充実させる提案がふくまれている。このことが審議会の重要な役割であることを明示するとともに、この機能が十分発揮で

きるように条件整備をはかる必要がある。

また、検証・評価は様々な段階で様々な主体によって行われ、積み重ねられる必要がある。本審議会の役割を含めて実効性のある検証・評価の仕組みを構築することが必要である。

なお、各種の評価の結果を踏まえ必要な改善がはからなければならないが、各種の事業や組織の運営の問題の主因が組織体制にあると判断された場合には、部分的な改善にとどまるのではなく、場合によっては組織体制そのものの見直しを行うべきである。

第4に、連携の効果を上げるための課題についてである。現実の業務を担うのは職員である。今回のねらいを実現するためには、市民センター職員のみならず、区役所職員にも協働を進める力量が求められる。十分な研修機会の確保と業務を通じた資質能力の向上に取り組むことが重要である。

また、市民センターと区役所内の各部局間の連携の仕方についても検討する必要がある。性格が異なる一般行政と教育行政が連携する場合、相互の違いを理解し、これまで培ってきた双方の強みを生かせる仕組みを構築したり、職員がその手法を身につけられるようにする必要がある。

公民館運営審議会としては、12月1月の集中審議により、提示された11月時点に比べ、今回の計画案の内容についての理解がすすんだ。しかしながら、連携にかかわる全体像が十分には見えていないこと、また、提案の一部については実施後に検証したうえで、以後の取組を検討せざるを得ない場合があることから、この計画案を実施することに対して不安を抱いている委員が少なからずいることは事実である。

私たちは、行政と市民との相互の信頼と協力こそが、市民センターの事業運営にあたってもっとも大切であると考えている。このような姿勢を堅持することを行政に強く求めるとともに、審議会としても、行政そして市民センターとともに、より充実した市民センターづくりに積極的に取り組んでいきたい。